

温暖化交渉をめぐる最近の動向

塩飽 直紀

倉敷芸術科学大学産業科学技術学部

(2013年10月1日 受理)

1 はじめに

地球温暖化の科学をリードしてきた国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、2007年の第4次報告書で、過去50年の観測から地球の変化を次のようにして指摘した：「暑い日や熱波の頻度が増加している」、「大雨の頻度が増加している」。

本稿は、ますます深刻度を増しつつある温暖化問題への国際的交渉の動向を各種資料によってとりまとめた。今後、温暖化問題を考える上での一助となれば幸いである。

2 京都議定書をめぐる動向

2-1 京都議定書採択まで

1992年6月、ブラジル・リオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議 UNCED（United Nations Conference on Environment and Development 通称、地球サミット the Earth Summit）で採択された気候変動枠組み条約 UNFCCC（United Nations Framework Convention on Climate Change）は、世界の172カ国が参加、条約付属書I締約国（先進国および市場経済移行国の40カ国+EU）に対して1990年代末までに1990年の水準に戻すことを目指していくことを求めるなど、地球温暖化防止を目的にした初めての国際的な条約である。

この条約は、大気中の温室効果ガス（注1）の増加が地球を温暖化し、自然の生態系などに悪影響を及ぼす恐れがあることを人類共通の関心事であると確認し、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、現在および将来の気候を保護することを目的としている。

1994年3月21日に発効した同条約のもと、翌年の1995年3月にドイツ・ベルリンで第1回目の締約国会議（COP1）が開催され、気候変動枠組み条約だけでは気候変動問題解決には不十分であるとの認識で一致し、以後、毎年開催されるCOP3までに新たな議定書あるいは法的文書に合意することとされ、その中に、付属書I国締約国の2000年以降の排出量目標を設定するとともに、発展途上国に対しては既存の条約上の義務達成を促す方法を検討すること、目標達成に必要な各種措置を設けることなどで合意し「ベルリンマンデート」として発表した。これを受けて1997年12月、京都で開催されたCOP3において、先進国（付属書I国）が具体的な削減数値目標を、また、途上国や新興国に対して活動形態を定めた京都議定書が採択された。

京都議定書のエッセンスは大きく次の2点に要約される：

- ①先進国（付属書 I 国）の温室効果ガス排出量について、各国ごとに法的拘束力のある数値目標を設定し、第1約束期間（2008年～2012年の5年間）に目標を実現する。
- ②数値目標達成のための手段として京都メカニズム（排出量取引ET、共同実施JI、クリーン開発メカニズムCDM）を採択した。

京都議定書の発効

① 55カ国以上の国が締結、②締結した付属書 I 国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が全付属書 I 国の合計排出量の55%以上、この2条件が、議定書発効の条件で（議定書第25条）、2004年、ロシア連邦の批准によって、2005年2月16日に発効した。発効までに実に9年間の長期間を要した最大の理由は、世界最大のCO₂排出国であったアメリカが、2001年3月28日、当時の大統領ブッシュ氏が京都議定書からの離脱を宣言したことによる。

2-2 京都議定書発効後、COP11、COP/MOP1 から COP15、COP/MOP5 までの動向 COP11、COP/MOP1 2005年11月～12月 カナダ、モントリオール

京都議定書発効後の2005年11月、条約の締約国会合であるCOPと並んで京都議定書の締約国会議COP/MOP1（注2）がモントリオールで開催され、「モントリオール行動計画」としてまとめられた主要な成果は以下の通り：

- ①京都議定書の運用ルールの完全な確立とCDMなどの改善

COP/MOP1において、京都議定書の実施に関するマラケシュ合意（注3）を含む21件、例えば、森林等の吸収源に関する算定ルール、京都メカニズムに関するルール、京都議定書に基づく排出吸収量の推計、審査等に関するルールが含まれている。

- ②将来の行動にかかる対話のプロセスの開始

- ・COP/MOP1では、第一約束期間に続く第二約束期間における先進国の更なる削減義務についての交渉プロセスについて合意できた。新設される特別作業部会（AWG-KP；注6を参照）で検討を始め、2006年5月の第24回補助機関会合（SB24）（注4）と並行して開催することとなった。
- ・COPでは、米国、途上国などの全ての国の参加の下、「気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話」の開始が決定された。

- ③前年のCOP10において採択された低開発途上国や小島嶼国を念頭に置いた「適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画」に基づき、「適応」策（注5）に関する5カ年作業計画が策定された。

COP12、COP/MOP2 2006年11月 ケニア、ナイロビ

- ①京都議定書後（ポスト京都：2013年以降）の将来枠組み

- ・京都議定書第9条に基づく第1回目の見直しを実施し、2008年のCOP/MOP4で第2

回目の見直しを行うことを決定した。

- ・先進国（附属書 I 国）の更なる約束（削減義務）に関する第 2 回特別作業部会（AWG2）では、温室効果ガス削減作業計画を策定し、その後の AWG 開催時期を決め、京都議定書の第 1 約束期間（2008 年～2012 年）と第 2 約束期間との間に空白が生じることのないよう AWG の作業を終了させることでも合意した。
- ・「気候変動に対応するための長期的協力に関する対話」第 2 回会合は、米国や中国・インド等の全ての国が参加して行われ、本対話の主要 4 テーマ（①持続可能な開発、②適応、③技術、④市場の役割）のうち①と④について非公式だが活発な議論が展開された。今回は、2007 年 5 月に②、③について意見交換するとした。

②気候変動への適応、技術移転等の途上国支援

- ・適応：適応に関する 5 年作業計画の前半期（2007 年まで）の具体的な活動内容「ナイロビ作業計画」に合意した。また、CDM によって発生するクレジットの 2% を主な財源にして途上国の適応策を支援する「適応基金」の管理原則、運営形態、運営組織の構成等を決定した。
- ・技術移転：期限を迎えた技術移転に関する専門家グループ（EGTT：Expert Group on Technology Transfer）の活動の 1 年間の延長を決定した。

③京都メカニズム

二酸化炭素回収・貯留（CCS：Coal Capture & Storage）プロジェクトを CDM の対象事業として認めるかどうかについての議論が行われた。

COP13, COP/MOP3 2007 年 12 月 インドネシア バリ島

1. 2013 年以降の枠組みについて

- ・枠組み条約（UNFCCC）の下で、「バリ行動計画」と名付けられた交渉プロセスが立ち上がった。これによって、すべての条約締約国が参加して 2013 年以降の実効性ある枠組みを検討するための新たな検討の場として特別作業部会（AWG-LCA）が設置されることとなり、2005 年の COP/MOP1 で設置された京都議定書の下での先進国の更なる削減義務に関する特別作業部会（AWG-KP）（注 6）と平行して（2 トラック）、2009 年末までに作業を終えることが合意された。
- ・先進国（附属書 I 国）の更なる削減義務に関する第 4 回特別作業部会（AWG-KP）では、今後の作業計画が合意された。
- ・京都議定書第 9 条に基づく議定書の見直しについては、2008 年の COP/MOP4 で行う第 2 回目の見直しにおける検討項目を特定することが課題であったが見直しの対象項目を限定しない形で合意に達した。

2. 途上国問題

- ・適応：CDM の 2% を原資とする「適応基金」については、適応基金理事会を設置することが決定され、事務局として地球環境ファシリテーター（GEF）（注 7）、被信託者とし

て世界銀行が暫定的に指名された（3年後にレビュー）。

- ・技術移転；これまで、枠組み条約の下、先進国の義務として技術移転推進の作業をSBSTA（科学上及び技術上の助言に関する補助機関会合）が担当してきたが、今回の会合で、SBI（実施に関する補助機関会合）でも議題とすることが決定された。
- ・森林；現在の京都議定書の枠組みで対応していない途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減を次期枠組みに組み込む方向で検討を開始すること、実証活動や能力開発に取り組むことが決定され、その実証活動のガイダンスが盛り込まれた。

COP 14, COP/MOP 4 2008年12月 ポーランド、ボズナン

2013年以降の枠組みについては、2007年のバリでのCOP13で、枠組み条約の下に設置された特別作業部会（AWG-LCA）と、京都議定書の下の特設作業部会（AWG-KP）（注6）において2009年末の合意に向けて議論が行われた。

①条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会第4回会合（AWG-LCA4）

2009年に本格的な交渉に入ることを踏まえ、第5回会合（2009年3～4月）、第6回会合（同6月）での検討用資料を作成する等の作業計画が作成された。

②京都議定書の下での付属書I国の更なる約束に関する特別作業部会第6回再会合（AWG-KP6.2）

2009年の作業計画については、付属書I国全体での削減レベル、国ごとの削減レベルに加え、約束期間、基準年を含む数量削減目標のあり方、削減ポテンシャル等について、各国の意見提出などを踏まえて検討することで合意した。

COP 15, COP/MOP 5 2009年12月 デンマーク、コペンハーゲン

COP及びCOP/MOPでの議論が、様々紛糾した後、最終的にまとまった「コペンハーゲン合意」の意義は、米国・途上国を含む主要国が参加し、各国が自主的に目標を設定・登録して、その達成状況を国際的に相互検証する枠組みを合意したことにある。しかし、この合意は正式なものではなく、合意に「留意する」と表現された。

「コペンハーゲン合意」の主な内容；

- ①世界全体の長期目標として気温上昇を2℃以内に抑えることを認識し、協力的行動を強化する。
- ②付属書I国（先進国）は2020年の削減目標を、非付属書I国（途上国）は削減行動を、それぞれの様式に従って、2010年1月31日までに提出する。

この他、付属書I国の削減行動が、MRV（測定・報告・検証）の対象となること、途上国の自発的削減行動も支援を受けて行う場合は国際的なMRVの対象となること、更に、先進国の資金供与の実施機関「緑の気候基金」を設立すること等が合意された。

なお、2つの特別作業部会（AWG-LCA, AWG-KP）の活動は、来年まで継続することが決定された。

2010年12月現在、上記コペンハーゲン合意の②を受けて、削減目標・行動を提出した

国は 85 カ国であり、その合計は、世界全体のエネルギー起源の CO₂ 排出量の 85% 以上を占める。その主要な例を次表に示す：

「コペンハーゲン合意」に基づき提出された削減目標・行動の例

【付属書 I 国 (先進国)】

国名	2020 年の排出削減量	基準年
日本	25% 削減。但し、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提	1990
アメリカ	17% 程度削減。但し、成立が想定される米国エネルギー気候法に従うもので、最終的な目標は成立した法律に照らして事務局に対して通報される。(注①)	2005
カナダ	17% 削減。米国の最終的な削減目標と連携	2005
ロシア	15～25% (人為的排出の削減に関する義務の履行へのロシアの森林のポテンシャルの適切な算入、及び、すべての主要排出国による温室効果ガスの人為的排出の削減に関する法的拘束力のある義務の受け入れが前提。)	1990
豪州	5%-15% 又は 25% 削減 (注②) (京都議定書第 2 約束期間：0.5% 削減 (90 年比) ※2010 年の排出量は、90 年比 -0.9%)	2000
EU	20% 又は 30% 削減 (注③) (京都議定書第 2 約束期間：20% 削減 (90 年比)) ※2009 年には、景気後退にとり一旦 90 年比 20% まで削減。	1990

- (注①) 審議中の法案の削減経路は、2050 年までに 83% 削減すべく、2025 年には 30% 減、2030 年には 42% 減。
- (注②) 2020 年までに 2000 年比で①最低でも 5% 削減、②主要途上国が相当の排出抑制を約束し、かつ、先進国が同様の排出削減を行うことに合意する場合には 15% 削減。③大気中の温室効果濃度をガス濃度を 450ppm (CO₂ 換算) 以下に安定化させるとのグローバルな約束が成立する場合には 25% 削減。
- (注③) 他の先進国が比較可能性のある排出削減にコミットし、途上国はその責任と能力に応じた適切な貢献を行う場合には、削減目標を 20% から 30% に引き上げるとの立場。

【非付属書 I 国】

国名	削減目標・行動
中国	2020 年までに GDP1 単位あたり CO ₂ 排出量を 2005 年比で 40～45% の排出削減。2020 年までに非化石エネルギーの割合を 15%、2020 年までに 2005 年比で森林面積を 4 千万 ha、森林保有炭素量を 13 億 m ³ 増加。
インド	2020 年までに GDP1 単位あたりの排出量を 2005 年比 20～25% の排出削減 (農業部門を除く) 2020 年までに BAU (注①) 比で 36.1～38.8% の排出削減。
ブラジル	2020 年までに BAU 比で 36.1～38.9% の排出削減。具体的な行動として、熱帯雨林の劣化防止、セラード (サバンナ地域の植生の一種) の劣化防止、穀倉地の回復、エネルギー効率の改善、バイオ燃料の増加、水力発電の増加、エネルギー代替、鉄鋼産業の改善等。
南アフリカ	2020 年までに BAU 比で 34%、2025 年までに BAU 比で 42% の排出削減。これらの行動には先進国の支援が必要であり、条約及び議定書の下での野心的、公平、効果的かつ拘束力のある合意が必要。国際社会からの支援のもとで、排出量は 2020 年から 2025 年の間にピークアウトし、10 年程度安定し、その後減少させることが可能と予測。
韓国	2020 年までに BAU 比 30% の排出削減。

(注①) BAU (Business As Usual) 追加的な対策を講じなかった場合の温室効果ガスの排出量

2-3 COP16, COP/MOP6以降の動向

COP16, COP/MOP6 2010年12月 メキシコ、カンクン

カンクン合意は、コペンハーゲン合意のような1つの文書にまとめられたものではなく、2つのAWG、条約特別作業部会AWG-LCA及び議定書特別作業部会AWG-KPの結果をうけ、COP16及びCOP/MOP6のそれぞれで採択された決定（Decision）の総称である。

COP決定の主な内容：

米国や途上国を含む全締約国の包括的な行動を検討している条約特別作業部会AWG-LCAの作業を受けてCOPでは、主として以下のような決定を採択した：

- ①世界全体の気温上昇を産業化（産業革命）以前に比べ2℃以内に抑えるとの観点から温室効果ガスの大幅な削減の必要性を認識
- ②コペンハーゲン合意に基づき提出された先進国の削減目標と途上国の緩和行動（削減行動）に留意
- ③先進国に対する削減目標引き上げの要請
- ④途上国の削減行動の登録・報告・専門家分析を含めた国際的評価方法の策定
- ⑤途上国が適応・緩和の取り組みを進めていくための資金供与のための「緑の気候基金」の創設が決定し、コペンハーゲン合意での短期資金（2010年～2012年）の300億ドル、2020年までの1000億ドルの先進国からの拠出が公式に決定された。
- ⑥途上国の適応を進めるにあたって、技術移転の国際的支援の仕組み、「技術メカニズム」の設立を決定し、その下に「技術執行委員会」及び「気候技術センター」を設置することを決定。
- ⑦市場メカニズムの構築の検討

COP/MOP決定の主な内容：

第2約束期間の削減目標を検討しているAWG-KPの作業を受けて、以下のような今後の作業に関する決定を採択した：

- ①第一約束期間と第二約束期間との間に空白期間が生じないよう作業を完了させる。
- ②コペンハーゲン合意に基づき先進国が提出した削減目標に留意
- ③25～40%削減に向けて、更に目標を引き上げることを先進国に要請

COP17, COP/MOP7 2011年11月～12月 南アフリカ共和国、ダーバン

主に前半に行われた事務レベルの交渉（枠組み条約の下での特別作業部会AWG-LCA及び議定書の下での特別作業部会AWG-KP）に次ぐ閣僚級での協議を経てCOP及びCOP/MOPの全体会合で、将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、緑の気候基金及びカンクン合意の実施のための一連の決定等が行われた。

①将来の枠組みへの道筋（COP）

条約の下で、先進国・途上国を含む全ての国を対象にした新たな議定書（又はそれに類する法的文書）を作るための新しい作業部会（ダーバン・プラットフォーム特別作業部会

(AWG-DP)) (注8)を設置し、2012年から交渉を開始し、2015年中に合意をとりまとめることが決定した。この新たな法的拘束力を持つ議定書は、2020年から発効させ、実施に移すとの道筋に合意した。既存の条約特別作業部会(AWG-LCA)については、期限を一年延長し、次年度のCOP18においてバリ行動計画(COP13)の達成手順を決定してその役割を終えることとなった。

②京都議定書第二約束期間の合意

COP/MOPでは、現在の第1約束期間(2008年～2012年)に続く2013年よりの第2約束期間として、先進国に削減義務を課すことを決定した。期間の長さ(2017年末までの5年間か、2020年末までの8年間か)及び第2約束期間に参加する先進国の削減目標の設定については、次回のAWG-KPで決定することになった。ただし、第2約束期間へは、不参加を表明していたロシアに加えて日本も参加しないことを表明した。

排出削減の手段として、森林吸収源を拡大、京都メカニズム以外の市場メカニズムとの関連づけ、対象ガスの拡大(NF3の追加等)が決定されたが、日本が主張したCDMへの原子力の利用は認められなかった。

③「緑の気候基金」の基本設計に関する合意

途上国の排出削減や適応を資金的に支援するために、設立が決まった「緑の気候基金」の理事会のメンバー構成・運用ルール・モニタリング・評価等についての決定が行われた。また、世界銀行が暫定的な信託機関とされ、3年後に再度検討されることとなった。

④京都議定書の義務を負う先進国と、負わない先進国

京都議定書に参加する先進国は、第2約束期間の削減義務を課せられ、引き続き法的拘束力ある目標の遵守が求められることとなったが、京都議定書に参加していない米国・カナダ、京都議定書の下での今後の削減義務を拒否するロシア・日本の4カ国は、法的拘束力ある削減義務を逃れ、「カンクン合意」に基づいて、自主的に削減対策に取り組むこととなる。

⑤途上国にとって初めての排出削減ルール

途上国の排出削減行動については、これまで国際的な取り決めはなかったが、COP13の「バリ行動計画」に基づき、初めて検討されることとなり、「コペンハーゲン合意」「カンクン合意」を経て、今回の合意でMRV(測定・報告・検証)を中心とする方法が決められた。途上国は、その結果を、2年に1度、「隔年更新報告書」として提出し、報告した排出削減行動に対して先進国から支援を得るための仕組みも作られた。最初の「隔年更新報告書」の提出期限は2014年12月となった。

COP18, CMP8 2012年11月～12月 カタール、ドーハ

カタールの首都ドーハにて開催されたCOP18及びCOP/MOP8では、事務レベルからハイレベルの交渉を経て、以下に見る一連の決定が「ドーハ気候ゲートウェイ」として採択された。

また、COP13のバリ行動計画で設立され、すべての国を対象とした取り組みについて交渉してきた特別作業部会（AWG-LCA）は、実質的な進展には乏しかったものの、カンクン合意（COP16）、ダーバン合意（COP17）を基礎に、残る作業を補助機関会合に振り分けるなどの決定をして、作業を終了した。

以下、3つの特別作業部会会合の主要な交渉内容は以下の通りである；

（1）京都議定書第2約束期間に関する交渉（AWG-KP, COP/MOP）

①第2約束期間の長さ

小島嶼国はじめ途上国は低い水準の排出削減目標を長期に固定することへの懸念から5年、EUは8年をそれぞれ主張していたが会議最終局面で妥協が成立し、約束期間は8年とするが、2014年までに削減目標の引き上げができるとの文言を入れることとなった。

②排出削減目標

第2約束期間の削減目標は、これに参加する国々の自主的目標に基づいて次表のように決定された。なお、第1約束期間での数値目標が+8%だったオーストラリアが、-0.5%と低い目標値でありながら、第2約束期間に参加すること自体が会議では歓迎された。

京都議定書第2約束期間の各国の数値目標

義務を持つ先進国全体として1990年比で2013年～2020年までに-18%

数値目標	国名
-0.5%	オーストラリア
-5%	カザフスタン
-12%	ベラルーシ
-15.8%	スイス
-16%	リヒテンシュタイン、ノルウェー
-20%	EU27カ国（オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国）、クロアチア、アイスランド
-22%	モナコ
-24%	ウクライナ
目標なし	日本、ロシア、ニュージーランド

※ 米国、カナダは京都議定書非加盟

③京都メカニズムへの参加資格

第2約束期間での削減義務を持たない先進国（日本・ロシア・ニュージーランド）は、CDMプロジェクトに参加して2013年以降のCDMクレジット（CER）を取得して自国に転送することは認められたものの、クレジットの国際的な移転・獲得はできないこととなった（第2約束期間に参加する国にのみ認められる）。同様に、共同実施によるクレジットERUや国際的な排出量取引もできなくなった。

④余剰排出枠の繰り越し

第1約束期間終了時(2012年12月31日)、ロシアやポーランドが大量に抱える余剰排出枠を第2約束期間に繰り越せるかどうかについては、議論の末、繰り越せるのは排出枠の25%までと制限された。また、日本はじめ、EUやオーストラリア、ノルウェーなどの国は、第2約束期間に余剰排出枠を購入しないとの政治宣言が文書化され、第2約束期間での抜け穴が一定程度ふさがれることとなった。

⑤CDM利用による収益の一部(share of proceed)の適応基金への活用

京都議定書第1約束期間におけるCDMの収益の一部を脆弱な途上国の適応のための資金源として活用する制度は、第2約束期間においては、対象をCDMだけでなく、排出量取引や共同実施についても一部広げることが決定された。

以上のような審議の結果、京都議定書の改正文書が採択され、京都議定書第2約束期間(2013年1月1日～2020年12月31日)がスタートし、交渉を進めてきた特別作業部会AWG-KPは終了した。これにより、法的拘束力のある温室効果ガス排出削減義務の枠組みは維持されることとなった。

(2)長期的協力の行動に関する交渉(AWG-LCA, COP)

AWG-LCAは、2007年のバリ会議(COP13, CMP3)のバリ行動計画によって設立され、「共有のビジョン」「先進国の排出削減約束」「途上国の排出削減行動」「適応」「資金」等の包括的なテーマを取り扱ってきた。2010年のカンクン合意(COP16)、2011年のダーバン合意(COP17)で、先進国・途上国それぞれの排出削減の実施の測定可能・報告可能・検証可能な(MRV)ルールの決定、緑の気候基金の創設、適応・資金・秘術移転のための期間やメカニズムの創設などを決定し、今回のドーハでは「資金」や「損失と被害」などの論点で先進国側・途上国側双方ギリギリの交渉が行われた結果、「バリ行動計画に従って合意された成果」が採用された。残余の論点は補助機関に引き継ぐなどとしてAWG-LCAは作業を終了した。主要な合意点は以下の通り。

①先進国の排出削減約束・途上国の排出削減行動

先進国が提出する隔年報告書の共通報告様式について決定され、最初の報告(2014年1月)に備えることとなった。途上国についても、削減行動の理解を深めるための作業計画を策定することとなった。

②資金

短期資金は2010～2012年の3年間に先進国全体で300億ドル拠出することになって(2009年のコペンハーゲン会議(COP15, CMP5)留意され、翌年のカンクン合意(COP16, CMP6)でも留意された)が、その実績については不明確な部分もあって、資金支援の透明性の確保が課題となっている。2013～2015年については、先進国に少なくとも過去3年間の年平均以上の支援を奨励することとされた。

長期資金は、2020年までに年間1000億米ドルまで気候資金の規模を拡大させるという

ものであるが、明確な合意に至らず、今後、交渉が進められる見通しである。

③損失と被害

特に脆弱な途上国が気候変動によって被る損失と被害 (loss and damage) に対して、どう対応していくべきか、今年の COP19 (ポーランド、ワルシャワ) において世界的なメカニズム等の制度が設立されることとなった。

(3) 全ての国に適用可能な新枠組みに関する交渉 (AWG-DP 又は ADP)

2011年のダーバン会議 (COP17) で新たに設立された行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP: Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action) では、2015年までの合意及び2020年までの努力の引き上げの2つのテーマで会議が開かれたが、結局、2013年の作業計画が策定等、ミニマムな合意にとどまった。

COP19, COP/MOP9 2013年11月 ポーランド ワルシャワ (予定)

今年、5月、わが国の安倍政権は、2009年9月、当時の鳩山前首相が国連演説で「全ての主要国による公平かつ実効性のある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%削減を目指す」(2010年1月国連登録)とした国際公約を撤廃することを盛り込んだ改正温暖化対策推進法を成立させた。これを受けて、10月までに新しい数値目標を設定し、11月に開かれる COP19 で発表するとしている。

3 おわりに

2013年9月27日に開催された IPCC の総会で報告された地球温暖化の科学的根拠をまとめた作業部会の第5次評価報告書では、今世紀末の地球の平均気温は、最近20年間に比べ、最大で4.8℃上昇し、海水の水位は最大81センチ上昇する可能性が高いとし、世界各地で熱波や豪雨、たつまきなどの「極端な気象」が頻発しているとして警告した。(朝日・日経9月28日)

2013年夏の世界各所で起こった異常気象は、温暖化がますます深刻度を増しつつあることの証左である可能性を否定できない。

ダーバン合意でみたように、2020年には、先進国・途上国の全ての国が新たな目標に向けて足並みを揃えることになるであろうが、我々人類は、勇気をもって温暖化を最小限に食い止めるための決断をしなければならない。

(注)

(注1) 温室効果ガス：二酸化炭素 (CO₂) (1) メタン (CH₄) (21) 亜酸化窒素 (N₂O) (310) ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) (140~6300) パールフルオロカーボン類 (PFCs) (7000~9200) 六フッ化硫黄 (SF₆) (23900)；各気体の括弧内の数字は二酸化炭素を1としたときの地球温暖化係数。

(注2) COP：気候変動枠組み条約締約国会議 Conference of the Parties

COP/MOP：京都議定書締約国会合 Conference of the Parties serving as the Meeting of the

Parties（COP/MOPは、最近、表記を縮めてCMPと表記されることが多くなった）

- (注3) マラケシュ合意：2001年10月末から11月にかけてモロッコもマラケシュで行われたCOP7で採択された京都議定書の運用ルール。その中には、排出量取引、クリーン開発メカニズム等の京都メカニズムの内容やGHG削減目標量の割当量の計算方法などの詳細が盛り込まれている。
- (注4) UNFCCCでは、年に1回の締約国会議（COP）を開催すると共に、常設の補助機関であるSBI（Subsidiary Body for Implementation：実施に関する補助機関）及びSBSTA（Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice：科学的・技術的な助言に関する補助機関）を年に少なくとも2回、並行して行われることとなっている。
- (注5) 適応策：適応策とは、気候変動の悪影響（例：洪水、干ばつ等）に対応するための措置のこと。
- (注6) AWG-KP：議定書の下での先進国の更なる約束に関する特別作業部会 Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol AWG-KPは、2013年の以降の附属書I国の約束（削減義務）を検討するために2005年モントリオールで開催されたCOP/MOP1（第1回京都議定書締約国会合）で設置された作業グループである。
AWG-LCA：条約の下での長期的協力行動に関する特別作業部会 Ad Hoc Working Group on Long-term Cooperative Action under the Convention
AWG-LCAは、2007年12月、パリで行われたCOP13で設置され、「長期的協力行動のための共通のビジョン（Shared Vision）」と「緩和」「適応」「技術」「資金」について議論されることになっており、2009年のコペンハーゲンでのCOP15までに責務を完了することになっている。
- (注7) GEF（Global Environment Facility；地球環境ファシリティ）：気候変動枠組み条約はじめ4つの環境関連条約の資金メカニズムで、世界銀行に設置されている信託基金。1994年に正式発足した。
- (注8) AWG-DP（又はADP）：行動強化のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 Ad Hoc Working Group on the Durban Platform for Enhanced Action

〈参考資料〉

- 環境庁『京都議定書と私たちの挑戦』大蔵省印刷局 1998年5月15日
 奥山康子『CO₂の基本』誠文堂新光社 2010年7月30日
 齊藤 聡『2013年動き出す新しい排出権』日本工業新聞社 2012年11月30日
 白戸千啓『立法と調査』No.316 参議院寿無局企画調整室調査室 2011年5月
 外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko>
 気候ネットワークHP <http://kiconet.org/>
 朝日新聞2006年11月18日夕刊、2013年9月28日
 日本経済新聞2013年9月28日

Recent Movements of the International Negotiation on the Global Warming

Naoki SHIWAKU

College of Science and Industrial Technology

Kurashiki University of Science and the Arts,

2640 Nishinoura, Tsurajima-cho, Kurashiki-shi, Okayama 712-8505, Japan

(Received October 1, 2013)

In this paper, the author followed up the recent movement of the international negotiation on the global warming since the UNCCC held in 1992.

By this follow up, it was clarified that world countries can be divided into two groups. One group like EU countries, is to be obeyed to 2nd stage Kyoto protocol. The other one is to be obeyed the Cancun Agreements. But this divided condition will be finished probably in 2020. The new legal framework which is applied to all countries will be started by the beginning of 2021.

In these circumstances, we Japanese, including Japanese government, are not necessarily eager to promote the countermove. Prime-minister Abe is not decided new reduction target of GHGs yet. Because of the stop of the atomic power plant caused by the Tohoku area earthquake, the discharge of CO₂ was certainly increased by some extent. But, seeing the serious disaster occurring all over the world, we do not hesitate to decide courageous emission reduction target of GHGs.